

公益社団法人日本語教育学会
宮地裕基金取扱規程

制 定 2022年7月24日
2022年度第1回臨時理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下、本学会という。）の宮地裕基金（以下、基金という。）の取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の財源)

第2条 基金の財源は、故宮地裕氏から寄附された財産及びその財産から生じる利息とする。

(区分経理)

第3条 基金は貸借対照表及び財産目録上、名称「宮地裕基金」を付し、特定資産として通常の資金と明確に区分して表示する。

(基金の執行)

第4条 基金の執行については、総務担当副会長及び理事が寄附者の意思に基づき、執行計画を立案し、理事会による決議を経なければならない。

2 その実施においては、別途要領等を策定して当たる。

(取崩し)

第5条 基金は、寄附者の意思に基づき、理事会の承認を経て、その全部または一部を取り崩すことができる。

2 目的外の取崩しを行う場合には会長が、取崩が必要な理由を付して理事会による決議を経なければならない。

(情報公開)

第6条 基金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(雑則)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、2022年7月25日から施行する。